

平成20年2月8日

特定非営利活動法人

京都消費者契約ネットワーク

理事長 野々山 宏 殿

KDDI 株式会社

回答書

貴NPOより平成20年1月23日付でいただいた申入書につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

【申入れの趣旨1】

未成年者が親権者の同意を得て契約当事者となることが出来る年齢を18歳以上とし、18歳未満の未成年者はたとえ親権者の同意があっても契約当事者とはなれないとするよう求める。

【当社回答1】

当社では、これまででもフィルタリングサービスの導入などにより未成年者の保護に努めてまいりましたが、ご指摘いただいた論点を含め、未成年者の保護に資するような対策を検討していきたいと考えております。

【申入れの趣旨2】

未成年者が契約者となる場合における親権者の同意は、契約者と同席又は来店してもらって行うことを原則とするよう求める。親権者が契約者と遠隔地に居住しているなどやむをえない場合には、例外として同席又は来店を伴わず書面によって同意を得ることもできるが、その場合でも電話確認を行うよう求める。

【当社回答2】

書面による同意書の取得に加え、事後に確認ハガキを送付（親権者宛の親展・転送不要の扱いとしています。）することによって、親権者の同意意思の確認について適切な手続をとっていると考えております。

【申入れの趣旨3】

契約締結後において、法定代理人である親権者からの契約内容の変更（解約、通信の停止、利用内容の変更など）の申出に対して、速やかにこれを承諾して対応するよう求める。

【当社回答3】

当社では契約者たる未成年者本人のプライバシーに一層の配慮を要する暗証番号変更のお申出を除き、親権者からの契約内容の変更に係るほぼ全てのお申出に対応させていただいており

ます。

【申入れの趣旨4】

親権者の同意書に記載されている、親権者の未納代金支払い努力義務条項は削除するよう求めます。

【当社回答4】

当該文言は、親権者が未成年者に対して行う監督等、社会通念上期待される要請を反映したものです。本件におけるご指摘をふまえつつ、表記等について今後も検討を行ってまいります。

以上